

「地球の友・金沢」会則

第1条「名称」

本会の名称は『地球の友・金沢』とし、英語名は『Friends of the Earth Kanazawa』とする。

第2条「目的」

本会は主に以下の点を目的に活動する。

- ① 熱帯林および世界の森林破壊をやめさせること
- ② ゴミ・廃棄物の減量化
- ③ 省エネルギーを考えたライフスタイルのすすめ
- ④ 都市交通対策、特に自転車および公共交通機関を利用しやすい環境作り
- ⑤ 民主的な組織作りと運営

第3条「活動」

本会は第2条の目的のため、以下の活動を行う。

- ① 地域の環境 NGO として、環境問題について調査・研究をおこない、行政・市民・企業に対する政策提言活動
- ② 行政や議員、企業に対するロビー活動
- ③ 海外の環境 NGO とのネットワーク作り、スタディーツアーの実施
- ④ 講演会、署名活動、イベントなど
- ⑤ 環境教育のためのパンフレット・ビデオ・紙芝居など、教材作り
- ⑥ 市民活動のためのトレーニング・ワークショップの開催
- ⑦ その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条「入会」及び「退会」

本会への入会は申込書の提出をもって入会とし、文書による通知により退会とする。

第5条「役員」

本会には次の役員をおき、任期は二年とする。但し、再選を妨げない。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 監事 1名

第6条「役員の選任」

- ① 代表、副代表、会計は、会員の中から互選する。

- ② 監事は会員の中から選任する。
- ③ 代表と監事は兼務することができない。

第7条「役員の職務」

- ① 代表は本会を代表し、会務を統轄する。
- ② 副代表は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 会計は会計の職務を遂行する。
- ④ 監事は本会の経理及び会務を監査し、その結果を、総会において報告する。

第8条「例会」

- ① 毎月1回の定例会を行う。
- ② 例会では、少数意見を尊重し、多数決ではなくコンセンサスによる意思決定、住民参加型の活動、アクションを心がけるようにする。

第9条「総会」

- ① 例会の他に、年1回総会を開催する。総会は最高の意思決定機関とする。
総会の開催は例会で決定するか、もしくは代表が必要と認めた時は、臨時に召集できる。
- ② 総会への付議事項
 - a. 予算の議決及び決算の承認
 - b. 事業計画及び活動報告
 - c. 会則の変更
 - d. その他、必要と認めた案件

第10条「会計」

- ① 本会の会計は、会員の会費や公的補助、寄付、その他の収入等によって賄う。
- ② 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第11条「会費」

- ① 会費は以下の通りとし、会員は7月末日までに当該年度の会費を納入しなければならない。
 - a. 個人会員 ￥2000円
 - b. 学生会員 ￥1000円
- ② 本会が特別行事を行う場合は、参加者から特別会費を集めることができる。

「付記」

本会則は、平成10年10月1日から発効する。

以上